

全ト協取次事業

(公益社団法人全日本トラック協会)

令和5年度若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業 交付要綱

令和5年4月24日制定

令和5年10月6日改正

一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人東京都トラック協会(以下「東ト協」という。)は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が定める「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱」に基づき、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、会員事業者が新たに運転者として採用した若年ドライバーの(1)特例教習の受講、(2)準中型免許の取得について助成事業を実施する。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、特例教習の受講または準中型免許の取得のために指定自動車教習所等にかかる費用とする。

(助成額)

第3条 助成金は、東ト協会員事業者(以下「会員事業者」という。)が別に定める要件を満たす従業員に、特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除にかかる費用を負担した場合に、(1)特例教習の受講は10万円、(2)①準中型免許の取得は4万円、②5トン限定準中型免許の限定解除は2万5千円を上限として交付する。

2 1事業者あたりの助成額の上限を30万円とする。また、本助成制度は、東ト協、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。ただし、事業者が、同一の特例教習の受講・免許の取得に係る費用について、複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等の合計額が、事業者の負担額を上回るときは、本助成事業による助成金交付額を減額する。また、第1項(2)の①準中型免許取得について、東京しごと財団から助成を受けて実施している「業界別人材確保支援事業(運転免許取得支援)」との併用は不可とする。

3 従業員が個人で負担した費用については、助成金を交付しない。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、実施要領に定める期間内に実施要領に定める提出書類を、東ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 東ト協は、前条に基づき会員事業者より実績報告及び助成金の請求があったときはその報告を精査し、条件に適合すると認めるときはその内容に基づき全ト協に対して助成金の請求を行い、東ト協への入金の実施され次第、速やかに会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の交付取り消しと返還)

第6条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反したとき

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

(附 則)

本要綱は令和5年4月24日より施行する。